

# 令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6(2024)年4月15日  
栃木県総合政策部地域振興課

令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

## 1 委託業務の概要

- 委託業務名  
令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務
- 委託業務に係る内容  
別添「令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- 委託業務の履行期間  
契約締結日から令和7(2025)年3月14日(金)まで
- 委託契約金額の上限  
1,164,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 担当所属及び問合わせ先  
栃木県総合政策部地域振興課 地域づくり支援担当  
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館8階  
電話 028-623-2257  
電子メール shien@pref.tochigi.lg.jp

## 2 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに資格を取得する見込みの者であること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に規定する者に該当しないこと。
- 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同第4条の規定に該当する者でないこと。
- 地方公共団体又は国等が発注した類似業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。
- 実施要領3に記載する審査会開催日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

## 3 プロポーザル実施の手続

- 実施スケジュール  
ア 実施要領等の公表 : 令和6(2024)年4月15日(月)  
イ 質問受付期限 : 令和6(2024)年4月18日(木)15時必着

ウ	質問に対する回答	: 令和6(2024)年4月23日(火) 予定
エ	参加表明書の提出期限	: 令和6(2024)年4月25日(木) 15時必着
オ	参加資格の確認通知	: 令和6(2024)年5月7日(火) 予定
カ	企画提案書の提出期限	: 令和6(2024)年5月16日(木) 15時必着
キ	審査会 (オンラインプレゼンテーション)	: 令和6(2024)年5月22日(水) 予定
ク	審査結果の通知・公表	: 令和6(2024)年5月下旬 予定

(2) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6(2024)年4月18日(木) 15時必着
- イ 提出方法 電子メールにより、1(5)宛提出すること
- ウ 回答期日 令和6(2024)年4月23日(火) 予定
- エ 回答方法 質問及び回答を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、ウを提出すること。

- ア 提出期限 令和6(2024)年4月25日(木) 15時必着
- イ 提出方法 持参(平日の9時から17時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより、1(5)に提出すること。  
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ウ 提出物 参加表明書(別記様式2)  
参加資格確認書(別記様式3)  
類似業務実績確認書(別記様式4)

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

- ア 通知日 令和6(2024)年5月7日(火) 予定
- イ 通知方法 電子メール

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟覧の上、次により作成すること。

- ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。なお、枚数に制限はない。
- イ 企画提案書の様式は任意とし、必ず次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

① 研修の内容と実施体制

- ・各研修やセミナーの目的と効果を明確にした上で、講師、時間、ワークシート等の使用を想定する資料等を含めて研修内容を示すこと。
- ・各研修やセミナーの開催に当たっての準備から当日までの実施体制について、県に一定の役割分担が発生する場合は、その内容を示すこと。

② 実施計画及び全体のスケジュール

③ 業務実施人員体制

④ 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること)と合計額

⑤ 類似業務取扱実績

- ウ 企画提案書は、1者1提案のみとする。
- エ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名（参加者名を容易に類推させる表示を含む）を記入しないこと。
- オ 提出の際に、栃木県知事宛てに見積書正本1部（押印省略可）を提出すること。  
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書等は次により提出すること。

- ア 提出期限 令和6(2024)年5月16日(木)15時必着
- イ 提出方法 持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）により、1(5)に提出すること。
- ウ 提出物 企画提案書（正本1部、副本6部）  
見積書（正本1部）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。
- オ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。

## 4 審査方法等

(1) 審査会（オンラインプレゼンテーション）

- ア 開催日 令和6(2024)年5月22日(水) 予定
- イ 所要時間 1参加者あたり30分を予定（説明15分、質疑15分）
- ウ 注意事項 ① zoomアカウント及び集合時刻等は、参加資格確認結果の通知と併せて連絡する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。  
② zoomの画面共有を使つてのプレゼンテーション実施を予定している（企画提案書と同一のものを表示）。  
③ 審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、別に定める「令和6(2024)年度栃木県地域おこし協力隊研修事業業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき実施する。なお、書類審査で足りると審査会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。ただし、審査結果の如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

(3) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書記載金額が1(4)の額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合  
カ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 5 審査結果の通知・公表

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

## 6 契約の締結

- (1) 選定された契約候補者と締結契約の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合、審査結果が上位の者から順に協議を行う。
- (4) 契約の締結に際しては、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- (5) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

## 7 その他

- (1) 企画提案書の作成等プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託契約候補者が提出した企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。